

擴大強化を計らんとして待遇改善の要求をなしたのである
十、要　求　事　項　（歎願書）

一、1、採炭賃金四割以上

2、支柱夫及仕様賃金三割以上

3、日給者二割五歩價上

二、1、醫局外科には博士若しくは優秀なる醫師を招聘する
こと

2、公傷患《者》を私傷に絶対なさざること

3、公傷患者に仕事を強制せざること

4、打切扶助料又は見舞金を交渉打切日に支拂ふこと

三、1、坑内作業所に於て瓦斯充満する場合に労働を強制するが如きことをなさざること。危険な切歎に縁込まれざること

2、坑内係員の貢勵を減むこと

四、1、配給所を坑夫の配給所とし管理者一名を置くこと

2、右配給所の維持費として各勞働者より金五圓を積立
計算日毎に五拾錢を引くこと

3、配給所見合を労額の八割とす。但し第一坑の賃金を
標準とするごと

五、幼稚園を設くること

六、1、家賃を疊一枚に付金五錢に値下すること（從來新し
きは一枚　拾錢、古きは八錢）

2、税金を月五拾錢に引下げる（從來は七拾五錢）

七、1、魚野菜市場を建設し人事係を立會はしめ値段書を品
物の前に出すこと

2、樽所内に魚野菜類行商人の行商を禁ずること